

1月から「ひとり親家庭等医療費」の窓口払いが原則不要となります

問合せ すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876

「埼玉県内」の保険医療機関での令和5年1月診療分から、ひとり親家庭等が病院等で支払う医療費の原則窓口負担が無くなります(整骨院や針灸等を除く。)

ただし、保険医療機関であっても一部対象外の機関がありますので、ご注意ください。

【対象となる世帯】

ひとり親家庭等医療費受給資格をお持ちの世帯で、H16.4.2～H19.4.1生(障がいのある児童は20歳前日まで)とその保護者

【対象とならない場合】

- ▶ 保険証、受給証を忘れた場合
- ▶ 柔道整復鍼灸(整骨院等) ※町内は今までどおり。
- ▶ コルセットなどの装具の代金
- ▶ 1医療機関での同月内の累計自己負担額が21,000円以上→月の途中で上限を超えた場合は、同月の初診に遡って窓口払いが発生。

【窓口払いした医療費】

これまでと同様に後日役場での精算が必要になります。

新入学児童生徒学用品費等(就学援助制度)の入学前支給について

問合せ 教育総務課 学校教育担当 ☎991-1807

経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助を実施しています。

この就学援助の支給費目のうち、新入学児童生徒学用品費等(ランドセル、学生カバンや制服など入学に必要なものを購入する費用)を入学前の3月に支給します。

入学前支給を希望される方は、次の内容をご確認の上、申請してください。

【対象】次の①～④すべてに当てはまる方が対象です。

- ①令和5年4月の新入学児童生徒の保護者
- ②入学前支給の申請時に町内に住所を有し、かつ入学時に町内に住所を有する予定の方
- ③就学援助の認定基準額に該当する方(世帯の所得状況を審査して決定します。)
- ④生活保護を受給されていない方

○認定基準額

※この金額は目安です。世帯構成の人数及び年齢により、認定基準額がかわります。また、住民登録上別世帯でも、同じ住所に住民票がある世帯全員の年間総所得金額です。

世帯人員	世帯構成	前年中の所得金額
2人	母36歳・子8歳	1,840,000円
3人	父40歳・子14歳・子11歳	2,600,000円
4人	父45歳・母40歳・子14歳・子10歳	3,110,000円
4人	母40歳・子14歳・子11歳・祖母70歳	3,030,000円

【支給額】小学校(新小学1年生):54,060円

中学校(新中学1年生):60,000円

【必要なもの】印かん(認印可)

振込口座の通帳(保護者名義、町内金融機関の本・支店のもの。)

【申請期間】令和5年1月4日(水)から1月31日(火)までに教育総務課へ。

進学準備資金の貸付けに利子補給を行います

問合せ 教育総務課 総務担当 ☎991-1807

【対象】次の全てに該当する方

- ①松伏町に住民登録していて、現に町内に在住している保護者
- ②高等学校及び大学等に進学することが確実である者の保護者
- ③独立行政法人日本学生支援機構及び埼玉県社会福祉協議会の生活福祉資金制度等の就学資金の貸付けを受けていない者
- ④町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を完納している者(納期限が到来しているものに限る)

※昨年度に認定を受けた方も、毎年度申請手続きが必要です。

【利子補給額】

支払利子の総額(上限5,000円)

【必要書類】

進学準備資金貸付決定通知書の写し、貸付償還予定表の写し、融資の償還が確認できるもの、在学証明書